

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標			
I 現状			
(1) 地域の災害リスク			
(洪水:ハザードマップ) 砺波市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、3mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の70%を超える範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。			
(土砂災害:ハザードマップ) 砺波市のハザードマップによると、山間の岩黒地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。			
(地震:J-SHIS) 地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%以上の確率で発生すると言われている。			
(その他) 当地区内の庄川流域では、これまでも数多くの風害、雪害及び水害に見舞われてきた。特に、平成16年の台風23号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。			
(感染症) 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、砺波市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。			
(2) 商工業の状況			
・商工業者等の数 341人			
・小規模事業者の数 314人			
【内訳】			
業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	82	77	地区内に広く分散している
製造業	84	78	地区内に広く分散している
卸売業	1	1	地区中心部に多い
小売業	47	45	地区中心部に多い
飲食業	22	22	川沿いに多い
サービス業	75	63	地区中心部に多い
その他	30	28	地区内に広く分散している
合計	341	314	
(3) これまでの取組			
1) 砺波市の取組			
・防災計画の策定、防災訓練の実施			
・防災備品の備蓄			
・砺波市避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」			

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策を県連の会報を利用して会員に周知を図る。
- ・あいおいニッセイ同和損保との連携した損保保険への加入促進
- ・富山県火災共済協同組合との連携した火災保険、地震保険への加入推進
- ・商工会連合会の経営者休業補償制度、休業対応応援共済、福祉共済への加入促進
- ・砺波市が実施する防災訓練への告知協力

- II 課 題
- ・現状では、緊急時の取組について漠然とした、記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が充分でない。
 - ・保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
 - ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知。

- III 目 標
- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策必要性を周知する。
 - ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と砺波市との間における被害情報報告ルートを構築する。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～ 令和6年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と砺波市の役割分担（本計画に基づき、次年度以降に具体的な役割を定めていく）、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家（県診断士協会、県中小企業基盤整備機構）を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者に周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

① 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年度に事業継続計画を作成する予定である。
- 当会は砺波商工会議所との併用地区であり、計画策定には砺波市及び砺波商工会議所との調整が必要である。

② 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損保保険株式会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

③ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・砺波市事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、砺波商工会議所、砺波市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

④ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、砺波市と連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である事は言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被災状況を把握し、関係機関（県連、砺波市、富山県）へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災時 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
（携帯電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と砺波市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うと共に、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、砺波市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当会と砺波市との間で、被害状況や被害規模に応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな災害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 10%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな災害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
本計画により、当会と砺波市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 4 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 か月	1 日に 1 回共有する
1 か月以降	2 日に 1 回共有する

砺波市で取りまとめた「砺波市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(1) 発災時における指示命令系統・連絡体制

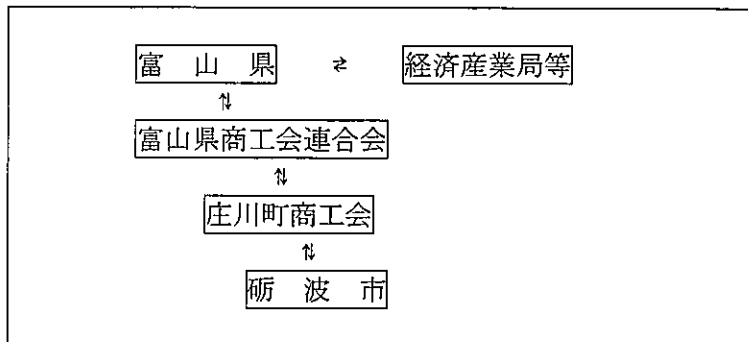
自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。

当会と砺波市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

当会と砺波市が共有した被害情報を、県が指定した方法により当会より県商工会連合会を通じて、報告する。

・感染症流行の場合、国や富山県等からの情報や方針に基づき、当会と砺波市が共有した情報を富山県の指定する方法にて当会又は砺波市より富山県へ報告する。



(2) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

相談窓口の開設方法について、砺波市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

応急時に有効な被災事業者施策（国や県や砺波市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(3) 地区内小規模事業者に対する復興支援

県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

*その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和 2 年 4 月現在)
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 水 本 積 (連絡先は後述(3)①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う 本計画の具体的な取組の企画や実行 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会/商工会議所 庄川町商工会 〒932-0395 砺波市庄川町示野 116 TEL 0763-82-1155 FAX 0763-82-5341 E-mail:shogawa@shokoren-oyama.or.jp	
②関係市町村 砺波市役所 商工農林部 商工観光課 〒932-1398 砺波市栄町 7 番 3 号 TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-6854 E-mail:webmaster@city.tonami.lg.jp	
(4) 被害情報等報告先 富山県商工労働部商業まちづくり課 〒930-8501 富山市新総曲輪 4-7 TEL 076-444-4403 FAX 076-444-3251 E-mail:ashogyo@pref.toyama.ig.jp ※報告にあつては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。	
※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額		350	300	200	200
・専門家の派遣費		300	50	50	50
・セミナーの開催費		50	50	50	50
・チラシ・パンフ作製費			150		
・防災、感染症対策費			50	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、砺波市補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等